

青森県報

号外第十三号

平成十七年
三月九日
(水曜日)

目次

規 則
青森県県税条例施行規則等の一部を改正する規則…………… (税 務 課) …… 1

規 則

青森県県税条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月九日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第六号

青森県県税条例施行規則等の一部を改正する規則

(青森県県税条例施行規則の一部改正)

第一条 青森県県税条例施行規則(昭和三十四年五月青森県規則第六十一号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第二項中「執行機関」の「(破産法(平成十六年法律第七十五号)第四百四十二条第一号に掲げる請求権に係る徴収金の交付要求を行う場合)」を、その交付要求に係る破産事件を取り扱う裁判所」を加える。

第三号様式のその一からその五までの(欄)中4を次のように改める。

4 賦課について不服がある場合

この賦課について不服がある場合には、この納税通知書を受け取った日の翌日

から起算して60日以内に知事に対して審査請求をすることができます。

この賦課の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に県を被告として(知事が被告の代表者となります。)提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、審査請求があつた日から3月を経過しても判決がないとき、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

第三号様式

「 この通知について不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に知事に審査請求をすることができます。」

「 この通知について不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に知事に対して審査請求をすることができます。

この通知の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に県を被告として(知事が被告の代表者となります。)提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、審査請求があつた日から3月を経過しても判決がないとき、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。」

第四号様式

「 この催告について不服がある場合には、この催告書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に知事に審査請求をすることができます。」

「 この催告について不服がある場合には、この催告書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に知事に対して審査請求をすることができます。

この催告の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に県を被告として(知事が被告の

代表者となります。) 提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、審査請求があつた日から3月を経過しても判決がないとき、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

第6条

第10条第1項第2号

「この告知について不服がある場合には、この告知書を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に知事に審査請求をすることができます。」

「この告知について不服がある場合には、この告知書を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に知事に対して審査請求をすることができます。」

この告知の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に県を被告として(知事が被告の代表者となります。)提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、審査請求があつた日から3月を経過しても判決がないとき、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。」

第7条

第10条第1項第2号

4 賦課について不服がある場合
この賦課について不服がある場合には、この通知書を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に知事に対して審査請求をすることができます。

この賦課の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に県を被告として(知事が被告の代表者となります。)提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、審査請求があつた日から3

月を経過しても判決がないとき、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

第6条第1項第2号

2 この減額について不服がある場合には、この通知書を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に知事に対して審査請求をすることができます。

この減額の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に県を被告として(知事が被告の代表者となります。)提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、審査請求があつた日から3月を経過しても判決がないとき、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

第7条第1項第2号

「この減額について不服がある場合には、この通知書を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に知事に審査請求をすることができます。」

「この減額について不服がある場合には、この通知書を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に知事に対して審査請求をすることができます。」

この減額の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に県を被告として(知事が被告の代表者となります。)提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、審査請求があつた日から3月を経過しても判決がないとき、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。」

第5号

第11号

「この処分不服がある場合には、この更正・決定書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に知事に審査請求をすることができます。」

「この処分不服がある場合には、この更正・決定書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に知事に対して審査請求をすることができます。」

この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に県を被告として（知事が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、審査請求があった日から3月を経過しても判決がないとき、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

第11号

「この処分不服がある場合には、この更正・決定書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に知事に審査請求をすることができます。」

「この処分不服がある場合には、この更正・決定書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に知事に対して審査請求をすることができます。」

この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に県を被告として（知事が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、審査請求があった日から3月を経過しても判決がないとき、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。」

第11号

2 督促について不服がある場合

この督促について不服がある場合には、この督促状を受け取った日の翌日から起算して60日以内に知事に対して審査請求をすることができます。

この督促の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に県を被告として（知事が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、審査請求があった日から3月を経過しても判決がないとき、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

第11号

「この処分不服がある場合には、この更正・決定書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に知事に審査請求をすることができます。」

第11号

「この処分不服がある場合には、この更正・決定書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に知事に対して審査請求をすることができます。」

この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に県を被告として（知事が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、審査請求があった日から3月を経過しても判決がないとき、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。」

第11号

第11号

If you are not satisfied with the attachment, you may request the Prefectural

Governor for examination of the taxation within 60 days counting from the

following day you knew this attachment.

「この差押えについて不服がある場合には、差押えを知った日の翌日から起算して60日以内に知事に対して審査請求をすることができます。」

この差押えの取消しを求める訴えは、前記の審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に県を被告として（知事が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、審査請求があつた日から3月を経過しても判決がないとき、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

If you disagree with the seizure of goods, you may request the Prefectural Governor for examination of the taxation within 60 days counting from the following day you knew this seizure.

Lawsuits revoking this seizure of goods must be filed within 6 months counting from the following day when the judgement concerning the aforementioned examination of taxation is delivered. This will be brought against the Prefecture (represented by the Prefectural Governor).

Furthermore, the lawsuit executing the revoking of the seizure may not be filed before the judgement concerning the aforementioned examination of taxation has been passed. However, in the following situations the lawsuit will be allowed even though the judgement has not been passed. 1. If a judgement has not been made within 3 months of the examination of taxation. 2. If there is an urgent necessity to avoid remarkable damage caused by the seizure, execution of the seizure, or the continuance of the procedures. 3. If there is just reason to file the lawsuit without the judgement having been passed.

です。

課税附帯財産 「Property Attached」 課税附帯財産 「Property Seized」 課税附帯財産 「Property Attached」 課税附帯財産 「Property Seized」

課税附帯財産 「Prefectural Tax-office」 課税附帯財産 「Prefectural Tax Office」

附則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、第二十一条第二項の改正規則は、公布の日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭